

学校施設を
利用する皆様へ

知らずに「たばこの煙」を 子どもに吸わせていませんか

●学校等周辺の路上における子どもの受動喫煙防止について（お願い）



山形市では、子どもが安心して健康に暮らせる環境を整備するため、学校等の周囲での喫煙を控えていただくようお願いしております。

- ・校門前、出入口等での喫煙をしないよう御協力をお願いします。
- ・運動会等の学校行事、スポーツ少年団活動、一般開放等にて学校施設を利用される指導者および関係者の皆様は、たばこの煙が子どもたちに届かないよう配慮した行動をお願いします。

●喫煙可能な飲食店に、子どもを入店（ランチタイム含む）させることは、健康増進法で禁止されていますので、御注意ください。

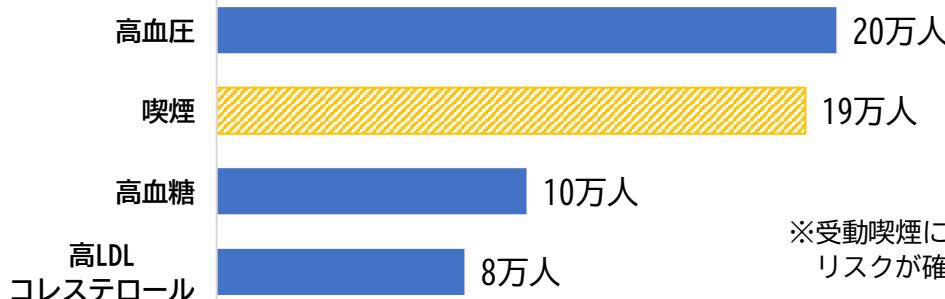
受動喫煙はどんな影響があるの？

たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタールなど多くの有害物質や発がん性物質が含まれています。喫煙しなくてもたばこの煙を吸わされてしまうことを受動喫煙といいます。家族に喫煙者がいたり、喫煙可能なお店で働いたりするなど、受動喫煙にさらされる機会が多い人は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群等のリスクが高くなるなど、健康への悪影響を受けることがわかっています。

日本人が命を落とす2大リスク要因は高血圧とたばこ

リスク要因別の関連死者数（厚生労働白書より）

－男女計（2019年）上位4位－



年間
19万人
死亡

※受動喫煙にさらされると、病気になる
リスクが確実に高まります。

子どもをたばこの煙から守りましょう！

山形市子どもの受動喫煙防止条例（令和3年3月施行）のポイント

- 1 市民は、受動喫煙による健康の悪影響を理解し、子どもの受動喫煙防止に努めなければなりません。
- 2 子どもが同乗している自動車内や公園、学校や医療機関、児童福祉施設及びその周辺の路上でも、子どもの受動喫煙防止のために喫煙をやめるように努めます。